

【資料2】

豊かな長寿社会創造調査研究事業 業務委託仕様書

第1 委託業務名

豊かな長寿社会創造調査研究事業業務委託

第2 目的

高齢化率が4割を超え、高齢者単独世帯の割合も2割に近づく中で、身寄りが無い・頼れる人がいない高齢者が増加するなど、高齢化を巡る課題が複雑化・顕在化している。AIをはじめとしたテクノロジーが様々な課題解決への可能性を高めている中であって、既に取組が進んでいる医療・介護分野におけるテクノロジーの活用事例のように、超高齢社会における新たな課題についても、テクノロジーの力で解決が図られることが期待されている。

このような状況を踏まえ、テクノロジーを活用した課題解決につなげるため、県内・国内における技術的シーズや企業動向を精査するとともに、県内において事業化が期待される分野や事業化に向けたロードマップに関する検討を行う。

第3 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- 1 超高齢社会を取り巻く基礎環境の現状分析
- 2 超高齢社会に対応するテクノロジー・サービスの動向調査（課題との対応関係を踏まえた整理）
- 3 関連分野における県内製造業・産業基盤の整理（課題解決への関与可能性の観点から整理）
- 4 上記を踏まえた今後の展開方向及び論点の整理

第4 業務スケジュール案

業務スケジュール案は、次のとおりとし、詳細は県と受託者の協議により決定する。

No	時期	内容
1	5月中旬	契約締結、調査開始
2	7月中旬	調査状況に関する中間報告
3	9月末	調査報告書提出

第5 提出物及び成果品

県への提出物及び成果品は次のとおりとする。

No	提出物及び成果品	提出時期
1	調査報告書1部（印刷物は簡易な製本とする。）	令和8年9月30日まで
2	業務完了報告書1部	令和8年9月30日まで
3	本業務のために作成・仕様した電子データ一式	令和8年9月30日まで

第6 契約に関する条件等

1 再委託等について

- (1) 業務は、受託者自らが実施することを原則とするが、やむを得ない場合は再委託を認めることとする。ただし、その場合、受託者はあらかじめ、再委託する業務内容、再委託先、再委託金額、再委託する理由を明確にし、県の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、(1)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

2 業務の履行に関する措置

- (1) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

3 権利の帰属等

- (1) 著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属する。
- (2) 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用してはならない。
- (3) 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (4) 委託業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、県が出願人となって費用を負担し、登録手続を行う。

4 機密の保持

- (1) 本業務（再委託した場合も含む。）を実施するに当たり、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途への使用はできないものとする。また、その防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担することとする。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

第7 その他

- 1 本委託の目的達成のために必要と認められるときは、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容の一部を追加、変更または削除し、委託内容を確定させることができるものとする。
- 2 契約締結後において、本委託の内容を変更することがある。この場合、変更する委託業務の内容は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。

- 3 本委託が完了するまでの間、進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受託者が協議して定める。
- 4 本委託により県に対し納品した成果品等については、業務完了後5年間保管すること。また、県の承諾なしに他に流用してはならないこと。
- 5 受託者は本業務の実施に当たり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに信義誠実にその受託内容を履行すること。
- 6 その他、この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。